

Q. 女性にとって働きやすい 職場環境づくりに取り組んでいますか？

「女性活躍推進委員会」が活躍中

女性に積極的な活躍の機会を創り出し、女性の声を経営に反映させることを目的として、「女性活躍推進委員会」を平成18年12月に発足。女性の積極的な登用や職務開発、制度の充実や休職者へのフォローをはじめ、「女性が働きやすく、長く勤められる風土づくり」をめざして、各方面での環境整備を進めています。



TOPICS

女性活躍推進委員会メンバーによる、 支店訪問がスタート

NEW!

「女性活躍推進委員会」の認知度向上と活動報告、情報収集などを目的に、平成21年5月から女性活躍推進委員会メンバーによる支店訪問を開始しました。

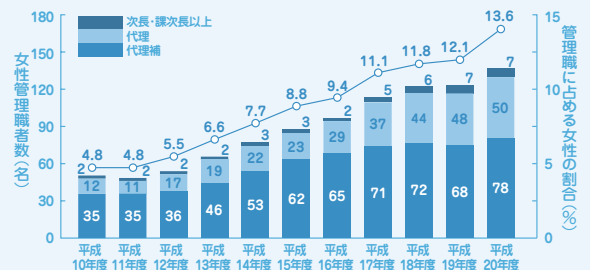
第1回は、職場の雰囲気や働きやすさ、子育て支援制度について意見交換を行い、若手行員からは「先輩の経験談や仕事に対する思いを聞くことができ良かった」などの声があがりました。今後も定期的に、各店を訪問する予定です。



積極的な「女性の登用」

現在、当行の女性管理職は135名、管理職に占める女性の比率は13%を超えます。また、今まで男性行員が中心であった外交役席ならびに融資役席への女性登用を積極的に行っていると同時に、5年前には36名だった女性の外交係も現在は58名に増加しています。

女性管理職者数の推移



NEW!



新しい時代の女性管理職を育成することをめざし、「キャリア・アップ講座」を新設しました。これは、①若手女性のロールモデルとなる管理職を育成し、マネジメントできる女性を増やすことで、女性のキャリア形成を支援する、②女性行員同士のネットワークの構築により、情報の共有化を図り、モチベーションの維持向上につなげることを目的とするものです。

しがきん
VOICE

女性活躍推進委員会 メンバーの声

業務統轄部 大島 裕美

小委員会のメンバーは全員が女性で構成されており、「女性が働きやすい職場づくり」をめざして、諸制度の整備、経営への提言、セミナーの企画・運営などを行っています。今後はますます働き方等の多様化が進む中で、「どうすればすべての役職員が仕事も家庭も充実させた日々を送れるのか」を最大のテーマとして、頑張っていきたいと思っています。



女性管理職の声

堅田駅前支店 山本 妙子

私が長男を出産した20年前は育児休業制度もない時代。その時、母が「これからは女性も働く時代、子どもは私がみてあげるから頑張りなさい」の一言で今まで頑張ってきました。今は母や家族に感謝しています。支店長代理となつてからは責任ある立場に悩みも多いですが、「与えられた仕事を一生懸命やること」、「仕事は楽しくすること」をモットーに、良いチームワークづくりをめざしています。



TOPICS

「キャリア☆デザイン講座」を開催

平成20年2月より、女性自身がキャリアについて考える機会を設けようと、休日にセミナーを開催しています。

第2回(平成20年12月)は働き甲斐の見つけ方・作り方、人生を豊かにするためのキャリアの考え方などをテーマに「キャリア☆デザイン講座」を開催。後輩指導や部下指導などの内容を盛り込んだこともあり、男性の参加も20名近くにのびりました。女性の活躍の場を広げるためには、男性も女性のキャリアを認識する必要があり、今後は男性管理職向けのセミナーも検討しています。





西浅井町
琵琶湖夕景(奥琵琶湖)



米原市
三島池



休職者への不安解消と復帰に向けたバックアップ

NEW!

育児休業は最長で子どもが1歳6か月まで取得でき、復帰に際してのブランクに不安を抱える人が少なくありません。このような不安を軽減するため、平成20年10月より、「**育児休業復帰前面談**」を開始しました。これは、職場復帰の1か月前に人事部の担当者と面談し、子どもの世話の方法(実家に預ける、保育園に入園する等)、通勤方法、今後のキャリアの希望などを話し合い、職場へのスムーズな復帰を支援するものです。

「育休mamaセミナー」を開催

NEW!

出産後、ある程度精神的なゆとりができた女性を対象に、育児休業者向け懇談会「**育休mamaセミナー**」を平成21年6月にスタートさせました。

この懇談会は、当行の施策や銀行業務の変化などの情報を発信し、復帰までのブランクを埋めていただくために企画。子ども連れで参加できることから、育児休業取得中の方同士で育児に対する悩みなども相談しあうことができ、3か月に一度の頻度で開催するため、必要な時に何度でも参加できる体制を整えています。



TOPICS

役員との共存共栄

一人ひとりの人生と仕事のバランスを考えた制度の充実

NEW!

新しい制度として、平成20年10月に「**半日年次有給休暇制度**」と「**配偶者出産特別休暇制度**」がスタートしました。

「**半日年次有給休暇制度**」は、家族の学校行事や通院など短時間ですむ家庭の所用、地域行事への参加等に取得できる制度です。「非常に利用しやすい」と好評で、取得者は平成21年3月末までの半年間で約300名にのびりました。

「**配偶者出産特別休暇制度**」は、配偶者の出産時の付き添いなどのために、出産予定日の1か月前から出産後の1か月までの間に3日以内で利用できます。分割取得も可能なことから、半年間で8名の取得者ができています。

滋賀県では、「子育てしやすい職場」、「男女がともに働きやすい職場」など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりに積極的に取り組む企業を「**ワーク・ライフ・バランス推進企業**」として奨励支援しており、当行は平成20年3月に登録されています。

今後も、仕事や育児、介護などの両立を支援するため、諸制度の充実に取り組んでいきます。



〈今後の課題〉

- **女性が当たり前活躍できる風土の浸透**
⇒ マネジメント層向けや、女性向けのセミナー制度の理解を促す仕組みづくり
- **女性のキャリア形成支援・積極的な登用**
⇒ 管理職への積極的な登用職務・職域の拡大
- **ワーク・ライフ・バランスに関する諸制度の充実**
⇒ 育児や介護と仕事の両立が可能になるような制度づくり



女性活躍推進委員会は、今後も女性活躍の場の拡充に向けて、さまざまな活動を展開していきます。

しがぎん
VOICE

「配偶者出産特別休暇」 取得者の声

梅田支店 柳原 和範



「配偶者出産特別休暇」を取得し、出産の立会いや退院時の付き添いに利用しました。6時間にも及ぶ難産であったため、夫婦共々、喜びもひとしおでした。実際に出産に立ち会ったことにより、あらためて「命の誕生の尊さ」「父親としての責任の重さ」を実感し、現在は子育てに奮闘中です。

これからは職場の皆さんやお客さまに、仕事を通じて恩返しをしたいと思っています。